

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年2月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500501号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2500027号

第1 結論

昭和56年*月から昭和57年6月までの請求期間及び昭和58年4月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年*月から昭和57年6月まで
② 昭和58年4月から同年6月まで

年金記録によると、請求期間①及び②の国民年金保険料が未納と記録されているが、A市役所で国民年金の加入手続を行った後、過年度分の国民年金保険料についても納付書を受け取り、定期的に保険料を納付していたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

日本年金機構が保管する、請求者が昭和60年10月にA市から転入したB市の国民年金被保険者名簿によると、「検認済記録欄」に請求期間①及び②に係る国民年金保険料は納付済と記録されていることから、請求期間①及び②を、国民年金保険料納付済期間に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500488号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2500026号

第1 結論

平成11年4月から平成12年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年4月から平成12年3月まで

私は、平成11年4月頃にA市内において国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料をB県内のC銀行でまとめて納付した。

請求期間が国民年金保険料を納付していない期間として記録されているのはおかしいので、請求期間の年金記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続を平成11年4月頃にA市内において行ったと主張している。

しかしながら、国民年金の加入手続は、住所地の市町村長を経由して届出を行う必要があるところ、請求者が請求期間において住民登録していたとするD市における国民健康保険の加入記録及び戸籍の附票によると、請求期間における請求者の住所地はD市及びE市であり、請求者が住民登録していた事実が確認できないA市において国民年金の加入手続を行ったとは考え難い上、オンライン記録により、請求期間の始期である平成11年4月21日に係る請求者の国民年金第1号被保険者の資格取得処理日は平成12年10月24日であることが確認できることから、平成11年4月頃に請求期間に係る国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張とは符合しない。

また、請求者は請求期間の国民年金保険料を平成11年4月頃にB県内のC銀行においてまとめて納付した旨主張しているものの、納付金額、保険料を納付した支店名等は不明としている。

さらに、D市及びE市は、請求者の国民年金に係る記録を確認できる資料はない旨回答しており、ほかに請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、当該期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

加えて、平成9年1月以降は基礎年金番号導入により年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、請求期間の年金記録の管理について過誤が生じたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。